

No	
----	--

# 矢巾町消防計画



令和4年6月1日

矢巾町

# 矢巾町消防計画の構成

■ 本 文

■ 別 表

■ 資料編

---

## 目次

### 本文

#### 第1章 総則

第1節 目的	3
第2節 消防計画の基本的事項	3
第3節 消防計画の大綱	3
第4節 消防計画懇談会	4

#### 第2章 組織計画

第1節 平常時の事務機構	5
第2節 非常時の事務機構	6

#### 第3章 消防力等の整備計画

第1節 消防力等の現況	8
第2節 消防力等の増強及び更新	8
第3節 消防施設及び機械器具の点検整備	9

#### 第4章 調査計画

第1節 消防地理調査	10
第2節 消防水利調査	10
第3節 災害危険区域等調査	10

#### 第5章 教育訓練計画

第1節 教育	11
第2節 訓練	11

#### 第6章 災害予防計画

第1節 火災予防査察	13
第2節 風水害等の予防指導	13
第3節 広報活動	13

## 目次

---

### 第7章 警報等発令伝達計画

第1節 火災警報	14
第2節 火災警報発令中における火の使用の制限	15
第3節 その他の警報の伝達及び周知	15

### 第8章 情報計画

第1節 情報収集	16
第2節 情報報告及び連絡	16
第3節 情報広報	16
第4節 情報記録	17

### 第9章 火災警防計画

第1節 職員等の招集	18
第2節 消防団各部隊の出動種別	18
第3節 消防団各部隊の出動区分	19
第4節 警戒	19
第5節 通信	19

### 第10章 風水害等警防計画

第1節 職員等の招集	21
第2節 出動	21
第3節 資資器材の配備	21
第4節 監視警戒	21
第5節 通信	21

### 第11章 避難計画

第1節 避難指示等の基準	22
第2節 避難指示等の伝達	22
第3節 避難場所等への誘導方法	22
第4節 避難場所等の警戒	23

## 目次

---

### 第12章 救助救急計画

第1節 職員等の招集	24
第2節 出動	24
第3節 通信	24

### 第13章 応援協力計画

第1節 応援要請の区分	25
第2節 応援の出動区分	25

## 別表

別表-1 「人員の現況」	29
別表-2 「消防ポンプ自動車等の現況」	32
別表-3 「消防施設の現況」	34
別表-4 「消防無線等の現況」	35
別表-5 「消防水利の現況」	37
別表-3 「防火対象物の現況」	38
別表-4 「消防団各部隊の出動区分」	39
別表-5 「隣接市町への応援出動区分」	40

## 資料編

資料-1 「矢巾町消防計画懇談会設置規則」	43
資料-2 「矢巾町消防団規則」	45
資料-3 「盛岡地区広域消防組合火災警報規則」	50
資料-4 「消防相互応援協定」	51
資料-5 「岩手県防災ヘリコプター応援協定」	53
資料-6 「岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領」	55



# 本文



## 第1章 総 則

### 第1節 目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第2項第15号及び市町村消防計画の基準（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき、矢巾町（以下「町」という。）における消防事務の円滑なる実施を図るため必要な事項を定め、これにより火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、並びに火災等による被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 第2節 消防計画の基本的事項

この計画は、矢巾町地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の内容と密接な関連性を保ち、消防活動の万全を期するため、次の事項を基本とする。

- 1 本計画は、町における盛岡南消防署矢巾分署及び矢巾町消防団（以下「消防機関」という。）の活動のための計画であり、地域防災計画と整合性を図り、消防機関として対処できること。
- 2 社会環境の進展により、災害の態様が複雑多岐になっているので、適切な防ぎよ行動が取れるよう具体的な事前対策であること。
- 3 火災、その他の災害発生前における予防、警戒又は発生後における教訓を活かした周到な計画とし、消防指針とするものであること。
- 4 消防活動の成果を挙げるため、災害に対処できる人員と施設を整備拡充し、消防体制の万全を期するものであること。
- 5 消防機関の活動組織の明確化、災害情報活動の統制、応援協定に基づく応援体制及び受援体制の確立等災害対策に必要な事項を定め、大規模災害にも対処できること。

### 第3節 消防計画の大綱

この計画は、消防組織法第1条に定める任務を遂行するため、あらゆる災害に対処し得る計画であり、その大綱は次のとおりとする。

- 1 消防機関の組織計画に関する事。
- 2 消防力等の整備計画に関する事。
- 3 防災のための調査計画に関する事。
- 4 教育訓練計画に関する事。
- 5 災害予防、警戒及び防ぎよに関する事。
- 6 災害時の避難、救助及び救急に関する事。
- 7 応援協力計画に関する事。
- 8 その他災害対策に関する事。

#### 第4節 消防計画懇談会

消防計画の策定及び推進を図るため、矢巾町消防計画懇談会設置規則（平成30年規則第33号）第1条の規定に基づき、矢巾町消防計画懇談会を設置し、審議するものとする。

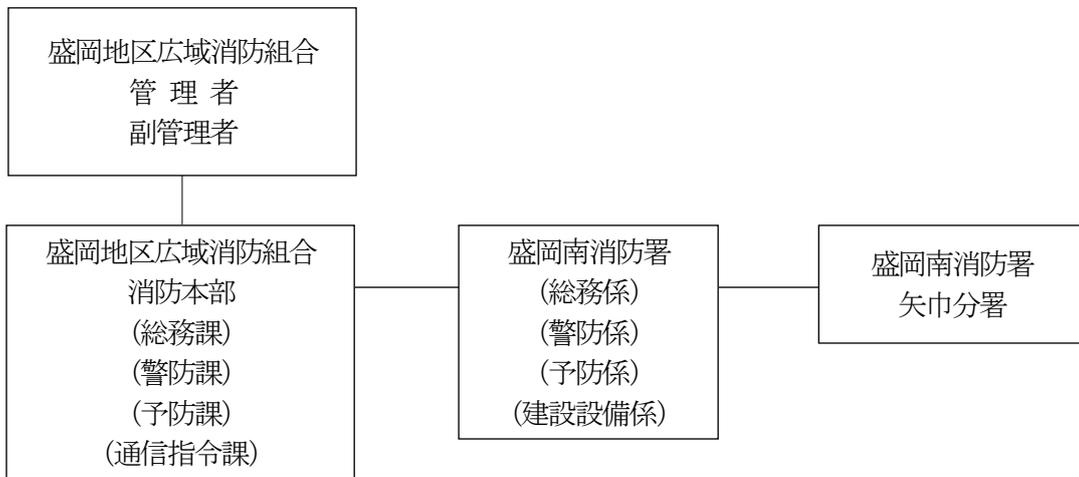
〔矢巾町消防計画懇談会設置規則 資料編－1〕

## 第2章 組織計画

### 第1節 平常時の事務機構

- 1 盛岡南消防署矢巾分署（以下「矢巾分署」という。）の事務機構は、盛岡地区広域消防組合消防署の組織規程（昭和54年消本訓令第1号）によるものとする。

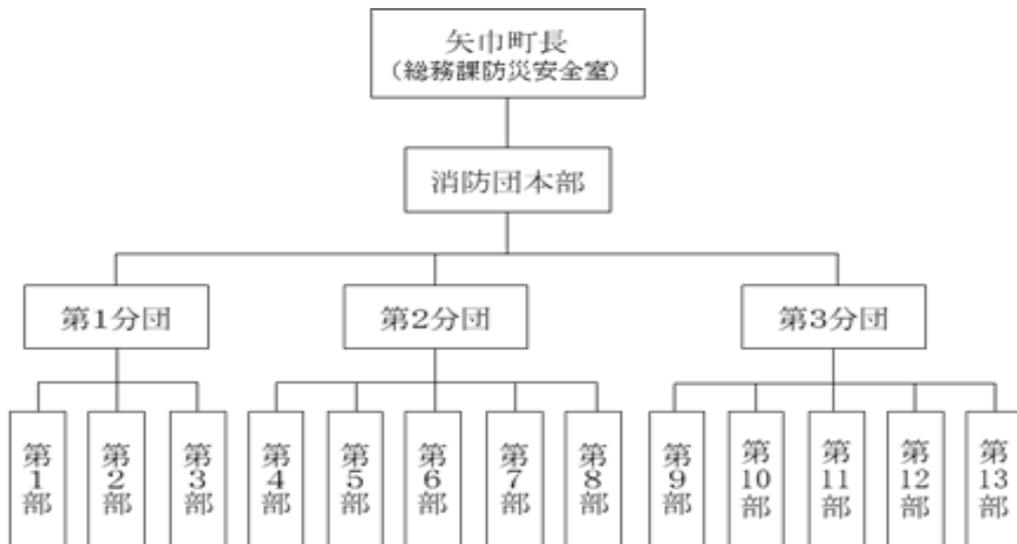
【組織図】



- 2 矢巾町消防団（以下「消防団」という。）の事務機構は、次のとおりとする。

【矢巾町消防団規則 資料編一2】

【組織図】



### 3 消防団本部の事務分掌

- (1) 消防団員の任免、報酬、服務その他身分の取扱いに関する事。
- (2) 消防団員の教養訓練に関する事。
- (3) 消防ポンプ自動車その他消防機械器具及び消防施設の管理に関する事。
- (4) 消防団幹部会議に関する事。
- (5) 消防主管課に対する報告、通報等に関する事。
- (6) 前記(1)から(5)に掲げるもののほか、消防団の庶務に関する事。

### 4 分団の事務分掌

- (1) 管轄区域内の火防点検、夜警、火災警報の伝達その他火災予防に関する事。
- (2) 消防ポンプ自動車その他消防用機械器具の整備管理に関する事。
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、各部の庶務に関する事。

## 第2節 非常時の事務機構

1 矢巾分署の事務分掌は、盛岡地区広域消防組合の警防活動規程（昭和61年消本訓令第1号）によるものとする。

2 消防団の事務分掌は、次のとおりとする。

#### (1) 消防団本部の事務分掌

- ア 現場指揮所の設置に関する事。
- イ 消防活動の方針及び指揮に関する事。
- ウ 消防団隊の統制及び運用に関する事。
- エ 消防警戒区域（消防法（昭和23年法律第186号）第28条第1項）の設定に関する事。
- オ 情報の収集及び記録に関する事。
- カ 資料の収集及び作成に関する事。
- キ 現場広報に関する事。
- ク 通信の統制及び運用に関する事。
- ケ その他警防活動に関する事。

#### (2) 分団の事務分掌

- ア 消火活動その他災害時の現場活動に関する事。
- イ 管轄区域内の火災現場の残火鎮滅に関する事。
- ウ 管轄区域内の火災現場の警戒に関する事。
- エ 災害時の避難誘導に関する事。
- オ 情報の収集及び記録に関する事。

- カ 資料の収集及び作成に関すること。
- キ 消防団長の特命による業務に関すること。
- ク その他管轄区域内の警防活動に関すること。

(3) 消防団本部員の職務

- ア 消防団長は、消防活動の最高方針を決定し、消防団隊を統轄指揮監督する。
- イ 副団長は、消防団長を補佐し、消防団長の命を受け、消防団本部員（以下「本部員」という。）を指揮監督し、消防団長に事故があるとき、又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- ウ 本部長は、上司の命を受け、部下の本部員を指揮監督し、所管事務を掌理する。
- エ その他の本部員は、上司の命を受け消防団本部の事務に従事する。

(4) 分団員の職務

- ア 分団長は、上司の命を受け、所管の分団を統轄指揮監督する。
- イ 副分団長は、分団長を補佐し、上司の命を受け、所管の部隊を指揮監督し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
- ウ 部長は、上司の命を受け、所管の部隊を指揮監督する。
- エ 副部長は、部長を補佐し、上司の命を受け、所管の部隊を指揮監督し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

## 第3章 消防力等の整備計画

この計画は、消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図るため必要な事項を定めるものとする。

### 第1節 消防力等の現況

#### 1 人員の現況

別表1のとおりである。

#### 2 消防ポンプ自動車等の現況

別表2のとおりである。

#### 3 消防施設の現況

別表3のとおりである。

#### 4 消防無線等の現況

別表4のとおりである。

#### 5 消防水利の現況

別表5のとおりである。

### 第2節 消防力等の増強及び更新

#### 1 消防機器

消防機器の整備は、災害の多様化に対応するため、老朽化による性能低下の防止を図り、自動化、省力化及び軽量化を推進する。

#### 2 消防施設

消防資器材の保管及び消防団員詰所並びに消防防災拠点の場として、消防屯所の維持管理に努める。

### 3 消防水利

消防水利の基準（平成 26 年消防庁告示第 29 号）に基づき、関係各課、矢巾分署及び消防団と協議の上整備を図る。

## 第 3 節 消防施設及び機械器具の整備点検

### 1 通常点検

各分団は毎月第 1 日曜日を基準として点検日を設定し、消防施設及び機械器具の点検を行うものとする。ただし、1 月及び 6 月は省略することができる。

### 2 特別点検

毎年 11 月を特別点検月間とし、別に定める実施計画により、町長又は消防団本部幹部が各分団の施設及び機械器具等を点検するものとする

## 第4章 調査計画

この計画は、災害に対して、的確な消防活動を行うための調査について必要な事項を定めるものとする。

### 第1節 消防地理調査

地理調査は、消防活動をするうえでの地形、地物、道路及び河川その他必要な事項の状況変化等について調査する。

消防団長は、年間業務計画を立てるものとする。

### 第2節 消防水利調査

消防水利調査は、消火活動に必要な防火水槽、消火栓その他消火活動に必要な消防水利の状況について調査する。

消防団長は、年間業務計画を立てるものとする。

### 第3節 災害危険区域等調査

県、関係各課及び消防機関が合同で、時期及び場所等を別に計画を立て調査を実施するものとする。

## 第5章 教育訓練計画

この計画は、矢巾町消防団規則（昭和43年規則第11号）第12条及び第13条の規定に基づき教育訓練について必要な事項を定めるものとする。

### 第1節 教育

消防団員教育の区分は、次のとおりとする。

#### 1 学校教養

消防団員を岩手県消防学校及び消防大学校等教育機関に派遣して実施する教育をいう。

#### 2 一般教養

学校教育の補完的要素を持つものであり、消防団員の階級並びに職務別に応じて、実施する教育をいう。

#### 3 委託教養等

消防団長が特に必要と認めるときに他機関に依頼して行う教育をいう。

### 第2節 訓練

#### 1 基礎訓練

##### (1) 規律訓練

この訓練は、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）の定めるところにより行うものとし、消防団の年間業務計画に基づき実施するものとする。

##### (2) 車両訓練

この訓練は、車両操作の習熟を図るとともに、交通安全教育を実施して消防活動の安全に努めるため行うものとする。

##### (3) 操法訓練

この訓練は、消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）の定めるところにより行うものとし、消防団の年間業務計画に基づき実施するものとする。

#### 2 火災防ぎょ訓練

消防団の年間業務計画に定めるところにより実施するものとする。

**3 水災防ぎょ訓練**

消防団の年間業務計画に定めるところにより実施するものとする。

**4 総合防災訓練**

町の年間業務計画に定めるところにより関係機関と連携し、実施するものとする。

## 第6章 災害予防計画

この計画は、災害を未然に防止し、被害を最小限度に止めるための必要な事項を定めるものとする。

### 第1節 火災予防査察

#### 1 査察対象物の指定

別表6のとおりである。

#### 2 査察の実施

- (1) 矢巾分署にあつては、盛岡地区広域消防組合の火災予防査察規程（昭和60年消本訓令第1号）により実施するものとする。
- (2) 消防団にあつては、消防法第4条の2の規定に基づき、消防長又は消防署長からの要請により実施するものとする。

### 第2節 風水害等の予防指導

- 1 災害危険区域については、関係機関と連携し、実態調査を行う。
- 2 前記以外については、地域防災計画第2章第12節「風水害予防計画」、同第13節「雪害予防計画」、同第14節「土砂災害予防計画」に定めるところによる。

### 第3節 広報活動

- 1 毎月第1日曜日を町防災の日と定め、各分団は、受け持ち地域内の防火広報を行うものとする。
- 2 気象予報・警報が発令され、災害危険が予測される場合は、消防団長の指示により広報を実施する。

## 第7章 警報発令伝達計画

この計画は、火災に関する警報等の発令、解除、伝達及び周知するための必要な事項を定めるものとする。

### 第1節 火災警報

#### 1 警報発令及び解除

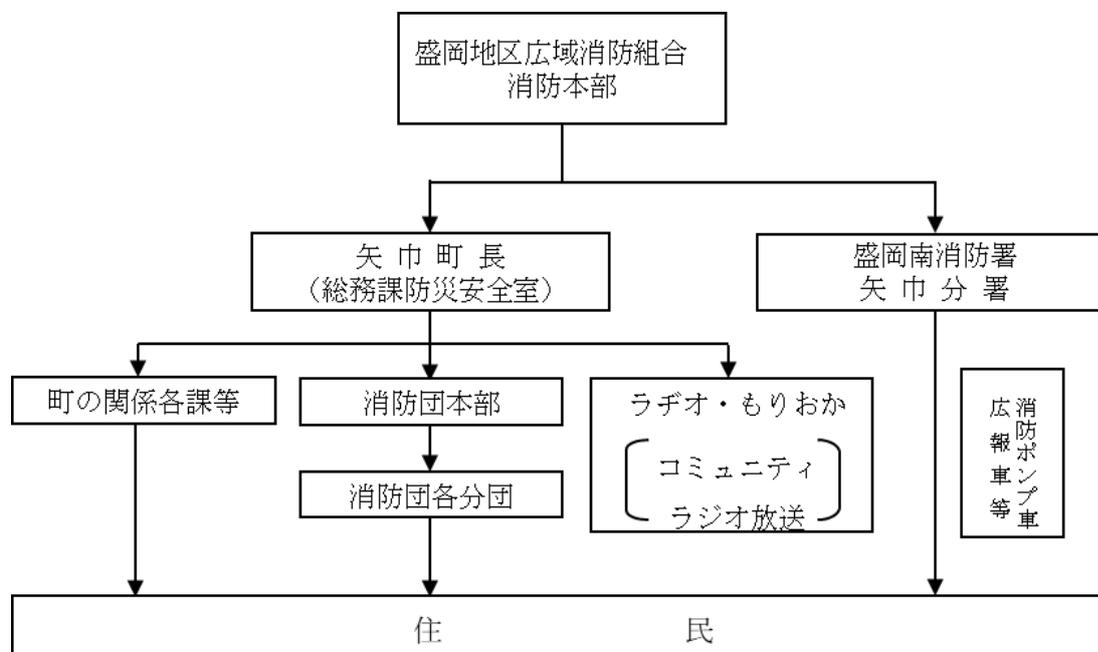
火災警報の発令及び解除は、盛岡地区広域消防組合火災警報規則（昭和59年規則第1号）に定めるところによる。

〔盛岡地区広域消防組合火災警報規則 資料編－3〕

#### 2 警報の伝達及び周知

地域防災計画第3章第2節「気象予報・警報等の伝達計画」に定めるところによる。

【火災警報伝達系統図】



## 第2節 火災警報発令中における火の使用の制限

消防法第22条第4項の規定に基づき、盛岡地区広域消防組合火災予防条例(昭和46年条例第3号)第29条に定める火災に関する警報が発せられた場合における火の使用については、次のとおりである。

- 1 山林、原野等において火入れをしないこと。
- 2 煙火を消費しないこと。
- 3 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- 4 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- 5 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙しないこと。
- 6 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。
- 7 屋内において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じて行うこと。

## 第3節 その他の警報の伝達及び周知

消防団長が特に必要と認めるときに実施するものとする。

## 第8章 情報計画

この計画は、災害発生状況その他の災害情報を消防機関として迅速かつ正確に把握し、適切な報告、連絡等を行うため必要な事項を定めるものとする。

### 第1節 情報収集

情報の収集は、次に掲げる事項とする。

- 1 人命に関する情報
- 2 災害の規模に関する情報
- 3 災害の拡大危険性に関する情報
- 4 二次災害の危険性に関する情報
- 5 その他必要とする情報

### 第2節 情報報告及び連絡

消防団長及び矢巾分署長は、災害が発生した場合においては、その被害状況を調査し、町長に報告するものとする。

### 第3節 情報広報

災害情報に関する広報は、地域住民の混乱防止及び人身の安定を図るため、次により速やかに災害の状況又は災害の危険性等を周知するように努めるものとする

- 1 消防ポンプ自動車及び広報車による巡回広報
- 2 ホームページ、メール、コミュニティラジオ放送等による広報
- 3 現場指揮本部による現場広報

## 第4節 情報記録

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づく情報を記録するものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害発生年月日
- 3 災害発生場所
- 4 災害の概要
- 5 被害の状況（人的・物的）
- 6 避難の状況（高齢者等避難・避難指示（以下、「避難指示等」という。））
- 7 応急対策状況
- 8 その他参考事項

## 第9章 火災警防計画

この計画は、火災を警戒し、及び鎮圧するため消防職員並びに消防団員の招集、出動体制、通信体制、火災防ぎよ等の計画について必要な事項を定めるものとする。

### 第1節 職員等の招集

- 1 矢巾分署員にあつては、分署長の指示により招集するものとする。
- 2 消防団員にあつては、消防団長の指示により招集するものとする。

### 第2節 消防団各部隊の出動種別

消火活動等を行う場合の消防団各部隊の出動種別は、次のとおりとする。

#### 1 第1出動

火災の通報を受領し、又は覚知した直後に出勤するもの。

#### 2 第2出動

第1出動以後において、消防団現場最高指揮者又は矢巾分署隊長が火災を認知し、かつ、消防団部隊の増強を必要と認めるときに出勤するもの。

#### 3 第3出動

第2出動以後において、当該火災が大火になるおそれのある場合又は特殊な火災の場合で、消防団現場最高指揮者又は矢巾分署隊長が消防団部隊の増強を必要と認めるときに出勤するもの。

#### 4 警戒出勤

消防団長が消防団部隊の出勤を必要と認めるもの。

#### 5 特命出勤

前記1から4に掲げる出勤以外の出勤で消防団長が消防団部隊の出勤を特に必要と認めるもの。

#### 6 移動配備出勤

第2出勤の際、矢巾分署に待機するため出勤するもの。

### 第3節 消防団各部隊の出動区分

矢巾町消防団規則第3条の別に定める受け持ち区域外の火災その他の災害出場は、別表7のとおりとする。

### 第4節 警戒

#### 1 火災警報発令時

- (1) 矢巾分署にあつては、分署長の指示により警戒するものとする。
- (2) 消防団にあつては、消防団長の指示により警戒するものとする。

#### 2 災害時

- (1) 矢巾分署にあつては、盛岡地区広域消防組合の警防活動規程によるものとする。
- (2) 消防団にあつては、消防団長の指示により受け持ち区域内の現場の警戒を実施するものとする。

#### 3 その他

- (1) 矢巾分署にあつては、分署長の指示により警戒するものとする。
- (2) 消防団にあつては、消防団長の指示により警戒するものとする。

### 第5節 通信

#### 1 平常時の通信体制

- (1) 矢巾分署にあつては、盛岡地区広域消防組合の消防通信指令規程(平成28年消本訓令第16号)に定めるところによるものとする。
- (2) 消防団にあつては、消防車ポンプ自動車等の車載型移動局及び小型携帯無線機(トランシーバー)(以下この章「消防無線機等」という。)の適正な維持管理及び取扱技術の向上に努めるものとする。
- (3) 消防団にあつては、受け持ち区域内における小型携帯無線機(トランシーバー)の交信範囲を把握しておくものとする。

#### 2 非常時の通信体制

- (1) 災害が発生した場合等においては、移動局等を活用し、通信体制の確保に努めるものとする。

- (2) 消防団長は、消防車の車載無線がふくそうし、又はふくそうすることが予想されるときは、無線通信の統制を行うものとする。その際、小型携帯無線機をすべて開局するものとする。
- (3) 消防車の車載無線が、無線通信の統制により制限されている場合において、災害通報等緊急に通信を行う必要が生じたときは、無線通信を行うことができる。

## 第10章 風水害等警防計画

この計画は、風水害等を警戒し、及び防ぎよするため必要な事項を定めるものとする。

なお、水害にあつては、矢巾町水防計画（以下この章において「水防計画」という。）に定めるところによるものとする。

### 第1節 職員等の招集

この節は、第9章第1節を準用する。

### 第2節 出動

水害の出動にあつては、水防計画に定めるとおりとする。水害以外の災害の出動種別は、第9章第2節5の特命出動とし、出動区分は第9章第3節を準用する。

### 第3節 資器材の配備

水防に関する資器材については、水防計画資料編に掲げるとおりである。

### 第4節 監視警戒

- 1 水害以外の災害にあつては、第9章第2節4の警戒出動とする。
- 2 監視警戒に当たる場合は、2名以上とし、小型携帯無線機、ハンドマイク等を携行するものとする。
- 3 監視警戒に当たる場合は、常に連絡体制を確保するとともに、現場の状況を随時報告するものとする。

### 第5節 通信

この節は、第9章第5節2を準用する。

## 第11章 避難計画

この計画は、住民の生命、身体を災害から保護するための避難に関する必要な事項を定めるものとする。

### 第1節 避難指示等の基準

#### (1) 発令の基準

発令の基準は、地域防災計画第2章第4節「避難対策計画」に定めるところによる。

区 分	根 拠
町長（水防管理者）	ア 災害対策基本法第60条第1項及び第2項 イ 水防法第29条
警察官	災害対策基本法第61条第1項 ・ 町長が避難のための立ち退きの指示ができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき。

### 第2節 避難指示等の伝達

- 1 消防ポンプ自動車及び広報車による広報
- 2 消防団員等による避難対象地域の各戸ごとの巡回広報
- 3 コミュニティラジオ放送による広報
- 4 エリアメールによる広報

### 第3節 避難場所等への誘導方法

#### 1 指定避難場所等

指定避難場所等は、地域防災計画第2章第4節「避難対策計画」に定めるところによる。

なお、指定避難場所等の一覧及び開設状況等は、地域防災計画資料編及び矢巾町防災マップ（冊子版及びWEB版）、いわて防災情報ポータルを参照すること。

## 2 誘導方法

- (1) 要配慮者及び避難行動要支援者の避難支援を行う。
- (2) 小型携帯無線機、ハンドマイク等を活用し、誘導すること。
- (3) 火災の場合は、風上又は風横方向の空地とすること。
- (4) 洪水等の場合は、河川及び沢等を経路としない高台又は3階以上の建物等とすること。
- (5) 地震の場合は、崖崩れ、地割れ、倒壊構造物及び落下物等のおそれのない場所とすること。

### 第4節 避難場所等の警戒

町災害対策本部の要請に基づき消防団長が指示するものとするが、受け持ち区域内の避難場所等を原則とする。

## 第12章 救助救急計画

この計画は、多数の傷病者が発生した場合又は発生するおそれのある場合の救助救急が迅速、的確に行われるよう必要な事項を定める。

### 第1節 職員等の招集

この節については、第9章第1節を準用する。

### 第2節 出動

この節については、第9章第2節5に定める特命出動とする。

### 第3節 通信

この節については、第9章第5節2を準用する。

## 第13章 応援協力計画

この計画は、消防組織法第39条に基づき消防応援について、必要な事項を定める。

### 第1節 応援要請の区分

#### 1 消防相互応援要請

消防機関が行う消防応急活動等により対応できないと判断した場合は、「消防相互応援協定」(昭和19年締結)に基づき、協定を締結している市町村に対して消防部隊の応援要請を行う。

〔消防相互応援協定 資料編－4〕

#### 2 防災ヘリコプターの要請

防災ヘリコプターによる災害応急対策を必要と判断した場合は、地域防災計画第3章第30節「防災ヘリコプター要請計画」に定めるところによる。

〔岩手県防災ヘリコプター応援協定 資料編－5〕

〔岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領 資料編－6〕

### 第2節 応援の出動区分

隣接市町への応援区分は、別表7に定める出動区分とする。その他消防団の管轄区域外の行動については、矢巾町消防団規則第10条に定めるところにより、町長の命令によるものとする。



# 別 表



## (人員の現況)

## 別表－1

## 人員の現況

令和4年4月1日現在

## 1 矢巾分署職員の現員数（階級別）

消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計
1名	4名	7名		9名	21名

## 2 矢巾分署職員の基準数

区 分	基準数（人）	現有数（人）	算出根拠（消防力の整備指針）
消防ポンプ自動車1台	15	9	<b>【基準数の算定】</b> ◇消防職員の勤務体制 （ 2部制 ） 週休・年休率：1.152
高規格救急自動車1台	9	9	◇ポンプ車1台につき5人 [整備指針第29条] $5 \times 2 \times 1.152 = 11.52 \div 1$ 人①
通信員兼受付員	3	3	◇救急車1台につき3人 [整備指針第30条] $3 \times 2 \times 1.152 = 6.912 \div 2$ 人②
合 計	27	21	◇通信員兼受付員 [整備指針第33条] $1 \times 2 \times 1.152 = 2.304 \div 1$ 人③ ①+②+③=27人

## 【備考】

- 1 基準数の算出は、消防力の整備指針（平成31年消防庁告示第4号）による。
- 2 基準数には、予防要員は含まれていない。

(人員の現況)

3 消防団員の配置と現況

組織区分	役職													合計
	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	副部长	班長	副班長	団員			
本部	1	2	1	3	1	1	3	1	1	3	47	64		
第1分団					1	1						2		
第1部							1	1	4	4	20	30		
第2部							1	1	4	4	20	30		
第3部							1	1	4	4	18	28		
第2分団					1	1						2		
第4部							1	1	4	4	18	28		
第5部							1	1	4	4	17	27		
第6部							1	1	4	4	15	25		
第7部							1	1	4	4	15	25		
第8部							1	1	4	4	20	30		
第3分団					1	1						2		
第9部							1	1	4	4	15	25		
第10部							1	1	4	4	17	27		
第11部							1	1	3	3	12	20		
第12部							1	1	4	4	15	25		
第13部							1	1	4	4	10	20		
合計	1	2	1	3	4	4	15	14	52	54	260	410		

4 消防団員の基準数

算出の根拠（消防力の整備指針）	
◇ 消防団の管理する消防自動車等からの人員数	
消防自動車1台につき5人	13台×5人=65人
小型ポンプ1台につき4人	3台×4人=12人
	【計77人】……①
◇ 大規模な災害時における住民の避難誘導に必要な数	
矢巾町の可住地面積	
宅地 7.63km <sup>2</sup> ÷0.06×1.1=139.88≒140人	
田畑 30.12km <sup>2</sup> ÷0.64(※)×1.1=51.7≒52人	【計192人】……②
※ 田畑の可住地面積係数0.64の算出根拠	
・ 住家が広範囲に点在している等の実態から徒歩による避難誘導のほか自動二輪車及び自動車等の活用を想定している。なお、自動二輪車及び自動車の想定している時速を約10～20km想定している。	
10km/60分×20分=3.33≒3.3km(1人当たりの移動距離)	
・ 3.3kmを面積に換算	
3.3km÷4(四角形の一辺)=0.825≒0.8km	
0.8×0.8=0.64km <sup>2</sup>	
したがって1人当たりの避難担当面積は、0.64km <sup>2</sup> とする。	

◇ 風水害等を勘案した数

長時間の災害活動及び水防活動等を勘案し、交替要員として1個分隊を各部に配置するものとする。 5人×13部=65人 【計65人】……③

◇ その他

役職数(団長1人、副団長2人、本部長1人、副本部長3人、分団長3人、副分団長3人、部長13人、副部長13人)39人

団本部に情報収集等のための団員を置く。 7人 【計46人】……④

◇ 学生消防団員の確保施策

令和4年4月から新団員確保施策の一環として、学生消防団員(機能別団員として区分)の募集を開始(定員30名) 【計30人】……⑤

①+②+③+④+⑤=410人

## (消防ポンプ自動車等の現況)

別表－２

## 消防ポンプ自動車等の現況

(令和４年４月１日現在)

所 属	車名等	型別等	車両総重量 (k g)	免許区分	乗車 定員	初度登録	備 考
矢巾分署	いすゞ	水Ⅱ型	10,990	中型	6	H28.02	水2,000ℓ積載 4WD
	トヨタ	高規格救急車	3,295	普通	7	R02.12	4WD
	トヨタ	広報車	2,780	普通	5	H15.07	4WD
消防団本部	日産	指令車	2,230	普通	8	H25.12	4WD
	トヨタ	防災学習車	3,070	普通	6	H28.11	4WD
	いすゞ	予備車 CD－Ⅰ型	3,960	準中型	6	H02.11	矢巾分署保管 4WD
第1分団第1部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,860	準中型	6	H24.03	4WD
第1分団第2部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,820	準中型	6	H26.09	4WD
第1分団第3部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,780	準中型	6	H31.02	4WD
第2分団第4部	日野	水Ⅰ－A型	7,670	中型	6	H10.10	水1,400ℓ積載
第2分団第5部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,890	準中型	6	H24.11	小型ポンプ積載 (C-Ⅰ型) 4WD
第2分団第6部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,920	準中型	6	H23.06	4WD
第2分団第7部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,800	準中型	6	H26.03	4WD
第2分団第8部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,930	準中型	6	H27.10	小型ポンプ積載 (C-Ⅰ型) 4WD
第3分団第9部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,840	準中型	6	H25.10	4WD
第3分団第10部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,940	準中型	6	R03.02	4WD
第3分団第11部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,810	準中型	5	R02.03	4WD
第3分団第12部	いすゞ	CD－Ⅰ型	4,880	準中型	6	H29.10	4WD
第3分団第13部	トヨタ	BD－Ⅰ型	3,415	普通	5	H09.10	4WD
小型動力ポンプ	トーハツ	B 2級			—	H20.04	操法用 (VC2PRO)
小型動力ポンプ	トーハツ	B 2級			—	H24.04	操法用 (VC2PROII)

## 【備考】

次の免許取得者は、車両総重量に注意すること。

- 1 中型免許の新設前(平成19年6月1日以前)に取得した普通免許(8トン限定中型免許)
- 2 準中型免許の新設前(平成19年6月2日～平成29年3月11日)に取得した普通免許(5トン限定準中型免許)

## 矢巾町における消防ポンプの基準数

(令和4年4月1日現在)

地域区分		基準数(口)		現有数(口)			不足数(口)	充足率(%)
		署・消防団が管理するポンプの数	諸事情を勘案した数	消防自動車	小型ポンプ	計		
準市街地	人口5千人以上(又兵エ新田)	8口	6口	4口(2台)	2口(2台)	6口	0	100
	人口3千人以上(高田)	6口	3口	2口(1台)	1口(1台)	3口	0	100
	人口3千人以上(徳田)	6口	2口	2口(1台)	—	2口	0	100
	人口1千人以上(流通センター)	4口	2口	2口(1台)	—	2口	0	100
その他の地域		—	18口	18口(9台)	—	18口	0	100
合計		24口	31口	28口	3口	31口	0	100

消防力の整備指針を参照

## 【備考】

- 1 本表中、消防ポンプ自動車を「消防自動車」、小型動力ポンプを「小型ポンプ」という。
- 2 基準数は、口数を基礎として算出する。 〔消防力の整備指針第6条第2項〕  
消防自動車1台 2口、小型ポンプ1台 1口
- 3 準市街地における消防ポンプ数は、地域の諸事情を勘案した数を配置することとなっている。 〔消防力の整備指針第6条第1項〕  
地域における諸事情等における増減理由は次のとおりである。
  - (1) 又兵エ新田地区は、分署管理分の消防ポンプ自動車を1台配置しているため。
  - (2) 高田地区は、防火対象物が少なく、比較的小規模なものが多いため。
  - (3) 徳田地区は、防火対象物が少なく、比較的小規模なものが多いため。
  - (4) 流通センター地区は、夜間における人口が昼間に比較して減少するため。
- 4 地域区分、その他の地域の消防ポンプ数は、地域の実情に応じて配置することとなっている。 〔消防力の整備指針第7条第2項〕

## (消防施設の現況)

別表－3

## 消防施設の現況

(令和4年4月1日現在)

名 称	所 在 地	建築年	建築面積(m <sup>2</sup> )	構 造
消 防 団 本 部	南矢幅第13地割123番地(役場内)	—	—	—
盛岡南消防署 矢巾分署	南矢幅第8地割96番地1	H10	816.56	鉄筋コンクリート造2階建
矢巾町防災 コミュニティセンター	南矢幅第8地割96番地1	H10	455.97	鉄筋コンクリート造2階建
第1分団第1部	高田第12地割6番地6	H1	72.27	木造平屋建
第1分団第2部	西徳田第6地割58番地2	S46	68.60	木造平屋建
第1分団第3部	間野々第12地割103番地3・4	H1	73.56	木造平屋建
第2分団第4部	南矢幅第9地割85番地1	H31	210.30	木造平屋建
第2分団第5部	煙山第18地割36番地6	S61	92.56	木造平屋建
第2分団第6部	赤林第5地割120番地	S46	84.29	木造平屋建
第2分団第7部	上矢次第6地割14番地2	S46	83.88	木造平屋建
第2分団第8部	広宮沢第5地割431番地	H16	80.32	木造平屋建
第3分団第9部	白沢第7地割98番地1	H6	109.30	木造平屋建
第3分団第10部	室岡第6地割40番地5	S61	97.71	木造平屋建
第3分団第11部	岩清水第5地割201番地1	S57	86.03	木造平屋建
第3分団第12部	太田第11地割1番地7	H12	117.31	木造平屋建
第3分団第13部	和味第10地割68番地1	H15	74.52	木造平屋建

## (消防無線等の現況)

## 別表－4

## 消防無線等の現況

## 1 基地局 (固定型)

呼 称 名	設 置 場 所	所 属	備 考
やはばぶんしょ 1	矢巾分署	矢 巾 分 署	

## 2 移動局 (車載型 10W)

呼 称 名	設 置 場 所	所 属	備 考
やはばすいそう 1	水槽付消防ポンプ自動車	矢 巾 分 署	
やはばきゆうきゆう 1	高規格救急車	矢 巾 分 署	
やはばこうほう 1	広 報 車	矢 巾 分 署	
やはばしょうぼうほんぶ 1	防災安全室指令車	消 防 団 本 部	
やはばしょうぼう 1	消防ポンプ自動車	第 1 分団第 1 部	
やはばしょうぼう 2	消防ポンプ自動車	第 1 分団第 2 部	
やはばしょうぼう 3	消防ポンプ自動車	第 1 分団第 3 部	
やはばしょうぼう 4	水槽付消防ポンプ自動車	第 2 分団第 4 部	
やはばしょうぼう 5	消防ポンプ自動車	第 2 分団第 5 部	
やはばしょうぼう 6	消防ポンプ自動車	第 2 分団第 6 部	
やはばしょうぼう 7	消防ポンプ自動車	第 2 分団第 7 部	
やはばしょうぼう 8	消防ポンプ自動車	第 2 分団第 8 部	
やはばしょうぼう 9	消防ポンプ自動車	第 3 分団第 9 部	
やはばしょうぼう 10	消防ポンプ自動車	第 3 分団第 10 部	
やはばしょうぼう 11	消防ポンプ自動車	第 3 分団第 11 部	
やはばしょうぼう 12	消防ポンプ自動車	第 3 分団第 12 部	
やはばしょうぼう 13	消防ポンプ自動車	第 3 分団第 13 部	

## 3 (携帯型 1W・2W・5W)

呼 称 名	設 置 場 所	所 属	備 考
やはばけいたい 1	矢 巾 分 署	矢 巾 分 署	
やはばけいたい 2	矢 巾 分 署	矢 巾 分 署	
やはばすいそう 11	水槽付消防ポンプ自動車	矢 巾 分 署	
やはばきゆうきゆう 11	高規格救急車	矢 巾 分 署	
やはばしょうぼうほんぶ 101	総務課防災安全室	消 防 団 本 部	
やはばしょうぼうほんぶ 102	総務課防災安全室	消 防 団 本 部	
やはばしょうぼうほんぶ 103	総務課防災安全室	消 防 団 本 部	
やはばしょうぼうかはん 1	総務課防災安全室	消 防 団 本 部	

## 4 小型携帯無線（トランシーバー）

呼 称 名	数量	所 属	備 考
団本部1～団本部5	5	消 防 団 本 部	総務課防災安全室保管
第1部1～第1部5	5	第1分団第1部	
第2部1～第2部5	5	第1分団第2部	
第3部1～第3部5	5	第1分団第3部	
第4部1～第4部5	5	第2分団第4部	
第5部1～第5部5	5	第2分団第5部	
第6部1～第6部5	5	第2分団第6部	
第7部1～第7部5	5	第2分団第7部	
第8部1～第8部5	5	第2分団第8部	
第9部1～第9部5	5	第3分団第9部	
第10部1～第10部5	5	第3分団第10部	
第11部1～第11部5	5	第3分団第11部	
第12部1～第12部5	5	第3分団第12部	
第13部1～第13部5	5	第3分団第13部	

## (消防水利の現況)

別表－5

## 消防水利の現況

(令和4年4月1日現在)

区分			計	小計	合計
消火栓	公設	地下式	17 (5)	402 (154)	408 (158)
		地上式	385 (149)		
	私設	地下式	0 (0)	6 (4)	
		地上式	6 (4)		
防火水槽	公設	40～100 m <sup>3</sup> 未満	133 (82)	157 (104)	195 (118)
		※40 m <sup>3</sup> 未満	24 (22)		
	私設	40～100 m <sup>3</sup> 未満	31 (14)	38 (14)	
		※40 m <sup>3</sup> 未満	7 (0)		
					572 (254)

[盛岡地区広域消防組合消防年報より抜粋]

- 注：1 消火栓は、消防水利の基準に適合するものを対象とする。  
 2 合計欄の数値には、※40 m<sup>3</sup>未満の防火水槽を含まない。  
 3 ( )には、その他の地域(市街地、準市街地及び準ずる地域外以外)数を内数で表示する。

## (防火対象物の現況)

別表－6

## 防火対象物の現況

(令和4年3月31日現在)

対 象 物 の 区 分		件 数	備 考
1	イ	劇場・映画館・観覧場等	<u>4</u>
	ロ	公会堂又は集会場	<u>49</u>
2	イ	キャバレー・ナイトクラブ等	
	ロ	遊技場又はダンスホール	
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	
	ニ	カラオケ等個室店舗等	
3	イ	待合・料理店等	<u>1</u>
	ロ	飲食店	<u>30</u>
4		百貨店・マーケット等	<u>65</u>
5	イ	旅館・ホテル又は宿泊所等	<u>12</u>
	ロ	寄宿舎・下宿又は共同住宅	<u>307</u>
6	イ	病院・診療所等	<u>23</u>
	ロ	老人短期入所施設等	<u>15</u>
	ハ	老人デイサービスセンター等	<u>47</u>
	ニ	幼稚園又は特別支援学校	
7		小学校・中学校・高校・大学等	<u>36</u>
8		図書館・美術館等	<u>3</u>
9	イ	蒸気浴場・熱気浴場等	
	ロ	イ以外の公衆浴場	
10		車両の停車場等	<u>1</u>
11		神社・寺院・教会等	<u>31</u>
12	イ	工場又は作業場	<u>191</u>
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	
13	イ	自動車車庫又は駐車場	<u>89</u>
	ロ	飛行機等格納庫	
14		倉庫	<u>808</u>
15		前各号に該当しない事業場	<u>753</u>
16	イ	特定防火対象物の存する複合対象物	<u>74</u>
	ロ	イ以外の複合対象物	<u>68</u>
16の2		地下街	
16の3		準地下街	
17		重要文化財	<u>1</u>
18		延長50メートル以上のアーケード	
合 計			<u>2,608</u>

〔盛岡地区広域消防組合消防年報より抜粋〕

## (消防団各部隊の出動区分)

別表－7

## 消防団各部隊の出動区分

	分団	第1分団			第2分団				第3分団					● 第一出動	○ 第二出動	※ 分署待機	
		部	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	(台)	(台)
火	高田	●	●	●	●	○	●	●	●	●	○	※	○	○	8	4	1
	藤沢	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	※	○	○	8	4	1
	医大通	●	●	●	●	●	●	●	○	●	○	※	○	○	8	4	1
	東徳田	●	●	●	●	○	●	●	○	●	●	※	○	○	8	4	1
	西徳田	●	●	●	●	○	●	●	○	●	●	※	○	○	8	4	1
	間野々	●	●	●	●	○	※	●	○	●	●	○	○	●	○	8	4
災	土橋	●	●	●	●	○	※	●	○	●	●	○	●	○	8	4	1
	北郡山	●	●	●	●	○	※	●	○	●	●	○	●	○	8	4	1
	高水寺	●	●	●	●	○	※	●	○	●	●	○	●	○	8	4	1
発	又兵+新田	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○	※	○	○	8	4	1
	駅東	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○	※	○	○	8	4	1
	北矢幅	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○	※	○	○	8	4	1
生	南矢幅	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○	※	○	○	8	4	1
	煙山	※	○	○	●	●	●	●	●	●	●	○	○	●	8	4	1
	赤林	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○	※	○	○	8	4	1
地	上矢次	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○	※	○	○	8	4	1
	下矢次	●	●	○	●	●	●	●	●	●	○	※	○	○	8	4	1
	広宮沢	●	○	※	●	●	●	●	●	○	●	○	○	●	8	4	1
域	流通センター	●	○	※	●	●	●	●	●	○	●	○	○	●	8	4	1
	白沢	○	○	●	●	●	※	○	○	●	●	●	●	●	8	4	1
	北伝法寺	※	○	○	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	8	4	1
	室岡	※	○	●	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	8	4	1
	岩清水	※	○	●	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	8	4	1
	太田	※	○	●	●	○	○	○	○	●	●	●	●	●	8	4	1
	和味	※	○	○	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	8	4	1

【凡例】 ●：第1出動部隊を表す。

○：第2出動部隊を表す。

※：分署待機を表す。

## 隣接市町への応援出動区分

部隊区分		応援先市町	応援区域
第一分団	第1部	盛岡市	東見前、西見前、乙部、黒川及び大ヶ生
	第2部	盛岡市	乙部、黒川、大ヶ生
	第3部	紫波町	長岡、高水寺、中島（字中田、字前郷、字桜田地域に限る。）
第二分団	第6部	盛岡市	永井
	第8部	盛岡市	湯沢
第三分団	第11部	紫波町	南伝法寺
	第12部	紫波町	下松本、陣ヶ岡、中島（字鷲内、字落合、字八平、字樋ノ口、字上長根、字下長根、字野際、字上竹林、字下竹林の地域に限る。）

# 資料編



資料－ 1

矢巾町消防計画懇談会設置規則

平成 30 年 9 月 20 日規則第 33 号

(設置)

第 1 条 防災計画に基づく消防に関する計画（以下「消防計画」という。）の策定等に係る意見を徴するため、矢巾町消防計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌)

第 2 条 懇談会の所掌は、次のとおりとする。

- (1) 消防計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 消防行政の推進に関すること。
- (3) その他町長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 懇談会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は副町長を、副会長は防災安全室長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 盛岡地区広域消防組合の職員
- (2) 矢巾町コミュニティ会長連絡協議会の会員
- (3) 矢巾町消防後援会連絡協議会の会員
- (4) 矢巾町消防団の団員
- (5) 矢巾町婦人防火クラブ連絡協議会の会員
- (6) 矢巾町自主防災会連絡協議会の会員
- (7) 知識経験者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員によって補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第 4 条 町長は、懇談会に出席した委員に対し、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、町長が別に定める。

(矢巾町消防計画懇談会設置規則)

---

附 則

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月23日規則第8号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月22日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成16年3月19日規則第7号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月20日規則第33号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料—2

矢巾町消防団規則

令和4年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防団の組織及び運営並びに消防団員の階級、訓練、礼式及び服制に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団に消防団本部及び次の分団を置く。

第1分団

第2分団

第3分団

2 分団には次の部を置く。

分団	部
第1分団	第1部 第2部 第3部
第2分団	第4部 第5部 第6部 第7部 第8部
第3分団	第9部 第10部 第11部 第12部 第13部

3 消防団員の配置は、別表第1を基準とする。ただし、消防団長が必要と認める場合は、これを変更することができる。

4 消防団本部の分掌事務は、消防団長が町長の承認を得て別に定める。

(管轄区域)

第3条 分団及び部の管轄区域は、別表第2に掲げるところによる。

(役員)

第4条 消防団に消防団長、副団長、本部長、副本部長、本部付分団長、分団長、本部付副分団長、副分団長、本部付部長、部長、本部付副部長、副部長、本部付班長、班長、本部付副班長及び副班長を置く。

(消防団員の階級)

第5条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

2 次表の左欄に掲げる役職にある者の階級は、同表の当該右欄に定める階級とする。

役職	階級
消防団長	団長
副団長 本部長	副団長
副本部長 本部付分団長 分団長	分団長
本部付副分団長 副分団長	副分団長
本部付部長 部長	部長
本部付副部長 副部長 本部付班長 班長	班長
本部付副班長 副班長 団員	団員

(任期)

第6条 消防団長、副団長、本部長、副本部長、本部付分団長、分団長、本部付副分団長、副分団長、本部付部長、部長、本部付副部長、副部長、本部付班長、班長、本部付副班長及び副班長の任期は、4年とする。

2 補充により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

第7条 消防団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮監督する。

2 副団長は、消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき又は消防団長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部長は、上司の命を受け、消防団の事務を処理する。

4 副本部長は、上司の命を受け、本部長を補佐し、消防団の事務補助にあたる。

5 本部付分団長、本部付副分団長、本部付部長、本部付副部長、本部付班長及び本部付副班長は、上司の命を受け、消防団の事務に従事する。

6 分団長は、上司の命を受け、部下の消防団員を指揮監督し、分団の消防事務に従事する。

7 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 部長は、上司の命を受け、部下の消防団員を指揮監督し、部の消防事務に従事する。

9 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。

10 班長は、上司の命を受け、部下の消防団員を指揮監督し、班の消防事務に従事する。

11 副班長は、上司の命を受け、部下の消防団員を指揮監督し、班の消防事務に従事する。

(消防団長の職務代理)

第8条 消防団長に事故があるとき又は欠けたときは、消防団長があらかじめ定める順序に従い消防団長の職務を行う。ただし、本部長以下の者が職務を代行する場合には、役員及び団員の所属の命免を行うことができない。

(消防活動)

第9条 消防団の火災その他の災害出動及び活動については、別に定める消防活動計画による。

2 消防団の管轄区域外の活動は、盛岡地区広域消防組合消防長の命令によらなければならない。ただし、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づく相互応援協定により出動計画を定められたものについては、この限りでない。

(宣誓)

第10条 新たに消防団員となった者は、宣誓書（別記様式）に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。

(訓練、礼式、点検)

第11条 消防団員の訓練、礼式、点検は、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）又は消防操法の基準（昭和47年消防庁告示第2号）の定めるところによる。

(教育訓練)

第12条 消防団長は、消防団員の品位の向上及び実地に役立つ技能の練磨のため、教育訓練を行わなければならない。

2 消防団長は、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のためその者の職務に応じ消防大学校、

岩手県消防学校又は消防団員の訓練機関の行う教育訓練を受ける機会を与えるよう努めなければならない。

(服制)

第13条 消防団員の服制は、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）の定めるところによる。

(被服貸与)

第14条 消防団員には、別に定めるところにより被服を貸与する。

(表彰)

第15条 町長は、任務遂行にあたって功労特に抜群であり、他の模範とするに足りると認められる消防団員、消防団又は消防隊（消防器具を装備した消防団員の1隊をいう。）並びに消防に関し著しい功労があり、他の模範とするに足りると認められる部外の個人又は団体に対し、表彰を行うことができる。

2 消防団長は、前項に準じて表彰を行うことができる。

3 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(文書簿冊)

第16条 消防団には、次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 消防団員名簿
- (2) 沿革史
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳
- (5) 区域内全図
- (6) 地水利要覧
- (7) 金銭出納簿
- (8) 手当受払簿
- (9) 消防団進達書類綴
- (10) 雑書類

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日規則第1号）

この規則は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日規則第11号）

この規則は公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第57号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第15号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

## (矢巾町消防団規則)

別表第1 (第2条関係)

組織区分	役職											
	団長	副団長	本部長	副本部長	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	副班長	団員	合計
本部	1	2	1	3	1	1	3	1	1	3	47	64
第1分団					1	1						2
第1分団	第1部						1	1	4	4	20	30
	第2部						1	1	4	4	20	30
	第3部						1	1	4	4	18	28
第2分団					1	1						2
第2分団	第4部						1	1	4	4	18	28
	第5部						1	1	4	4	17	27
	第6部						1	1	4	4	15	25
	第7部						1	1	4	4	15	25
	第8部						1	1	4	4	20	30
第3分団					1	1						2
第3分団	第9部						1	1	4	4	15	25
	第10部						1	1	4	4	17	27
	第11部						1	1	3	3	12	20
	第12部						1	1	4	4	15	25
	第13部						1	1	4	4	10	20
合計	1	2	1	3	4	4	15	14	52	54	260	410

別表第2 (第3条関係)

区分		管轄区域 (行政区)
第一分団	第1部	高田1区 高田2区 高田3区 藤沢
	第2部	西徳田1区 西徳田2区 東徳田1区 東徳田2区
	第3部	間野々 土橋 北郡山
第二分団	第4部	下北 新田1区 新田2区 矢巾1区 矢巾2区 矢巾3区 南矢幅1区 南矢幅2区 南矢幅3区 南矢幅4区 南矢幅5区
	第5部	城内 煙山 南煙山
	第6部	上赤林 下赤林
	第7部	矢次
	第8部	南昌 広宮沢1区 広宮沢2区 流通センター
第三分団	第9部	南矢幅6区 南矢幅7区 白沢
	第10部	舘前 桜屋 室岡
	第11部	岩清水
	第12部	太田
	第13部	和味

別記様式（第10条関係）

宣 誓 書

私は忠実に日本国憲法及び法律を擁護し、命令、条例及び規則を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をもおそれず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

矢巾町消防団

氏

名印

資料—3

盛岡地区広域消防組合火災警報規則

〔 昭和 59 年 4 月 23 日  
規 則 第 1 号 〕

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第3項の規定による火災に関する警報（以下「火災警報」という。）の発令及び解除に関し必要な事項を定めるものとする。

(発令及び解除)

第2条 火災警報は、気象の状況が次の各号のいずれかに該当し、かつ、発令の必要があると認めるときに発令するものとし、その必要がなくなつたと認めるときに解除するものとする。

- (1) 実効湿度が60パーセント以下、最小湿度が40パーセント以下及び平均風速が毎秒7メートル以上で2時間以上継続すると予想される時。
- (2) 平均風速が毎秒10メートル以上で1時間以上継続すると予想される時。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、気象の状況が火災予防上危険であると認められる時。

(発令区域)

第3条 火災警報は、一部の区域に限って発令することがある。

(発令の解除の通報)

第4条 火災警報を発令し、又は解除しようとするときは、その旨を当該火災警報の対象となる盛岡地区広域消防組合を組織する市町の長に通報するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**【参 考】**

◇ 火災気象通報基準

気象の状況が火災の予防上危険であると予想され、次の条件に該当する場合

- イ 最小湿度が40%以下、実効湿度65%以下で風速7m/s以上が2時間以上継続すると予想される場合
- ロ 最小湿度が35%以下、実効湿度60%以下と予想される場合
- ハ 平均風速が11m/s以上と予想される場合（降雨、降雪中は通報しないこともある。）

◇ 火災警報

火災気象通報が通知され、市町村の地域の気象状況が火災の発生又は拡大のおそれがあると認められる場合に発令される。

〔岩手県地域防災計画（本編）第3章第2節「気象予報・警報等の伝達計画」より抜粋〕

※ 実効湿度とは、過去数日間の履歴を考慮した湿度のこと。

資料－４

消防相互応援協定

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町、(以下「協定市町村」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき消防の相互応援について次のとおり協定を締結する。

第1条 協定市町村は、他の協定市町村の区域内において火災その他の災害が発生したことを認知したときは、次に定めるところにより応援隊を派遣するものとする。ただし、協定市町村は、状況に応じ応援隊の隊数を増加することができる。

- (1) 近隣区域に火焰を認めたとき 2隊
- (2) 情報により大火その他の大規模の災害の発生を知ったとき 3隊

2 協定市町村は、火災その他の災害の発生により他の協定市町村から応援の要請を受けたときは、その要請を受けた数の応援隊を派遣するものとする。ただし、当該協定市町村の区域内において同様の災害が発生し、又は同様の災害が発生するおそれがある場合は、応援隊を派遣せず、又は要請を受けた数より少ない数の応援隊を派遣することができる。

第2条 応援の要請は、応援の要請をしようとする協定市町村の長が次に掲げる事項を明示して電話その他の方法により、応援を求める協定市町村の別表に定める場所に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 応援隊の数並びに必要な人員及び機械器具
- (4) 応援隊受領(誘導員配置)場所
- (5) その他必要な事項

第3条 応援の要請した協定市町村は、応援隊の受領場所に誘導員を待機させ、到着した応援隊の誘導に努めるものとする。

第4条 応援隊は、その現場に到着したときは、直ちに要請を受けて派遣された応援隊にあつては、応援を受けた協定市町村(以下「受援市町村」という。)の長及び消防団長に、災害の発生を認知して要請を受けることなく派遣された応援隊にあつては受援市町村の消防団長にその旨を報告し、それぞれ当該受援市町村の消防団長の指揮に従って総合消防力の発揮に努めるものとする。

2 応援隊に対する指揮は、当該応援隊の長に対して行うものとする。

第5条 応援に要した費用で次に掲げるものについては、応援した協定市町村(以下「応援市町村」という。)が負担するものとする。

- (1) 応援隊員の手当に係る費用
- (2) 機械器具に破損または故障が生じた場合の修理費。ただし、次条第2号に該当するものを除く。
- (3) 燃料費

第6条 応援に要した費用で次に掲げるものの負担区分については、応援市町村と受援市町村において協議のうえ決定するものとする。

- (1) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合（往路中に生じた場合を含む）の災害補償に要する費用
- (2) 機械器具に重大な破損を生じた場合の修理費

第7条 応援隊が応援業務に従事中第三者に与えた損害については、受援市町村がその賠償の責に任ずるものとする。ただし、その損害が応援業務に従事中によるものであるかどうかの判定については、応援市町村と受援市町村協議のうえ決定するものとする。

2 応援隊員が応援の往路および帰路において第三者に与えた損害については、応援市町村側がその賠償の責に任ずるものとする。

第8条 応援に要した費用で前3条に定めのないものについては、受援市町村が負担するものとする。

第9条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町村が一時繰替支弁するものとし、当該応援市町村の請求に基づいて支払うものとする。

第10条 次に掲げる協定は廃止する。

- (1) 盛岡市、滝沢村、雫石町、玉山村、都南村、矢巾村及び紫波町の間において昭和38年11月29日締結した消防相互応援協定
- (2) 岩手町、雫石町、葛巻町、西根町、玉山村、松尾村及び滝沢村の間において昭和45年7月1日締結した岩手郡消防応援協定

上記協定の締結を証するため、本書8通を作成し各協定市町村記名押印のうえおのおのその1通を保有する。

上記のとおり協定する。

平成19年3月30日

盛岡市長  
八幡平市長  
雫石町長  
葛巻町長  
岩手町長  
滝沢村長  
紫波町長  
矢巾町長

資料－５

岩手県防災ヘリコプター応援協定

(平成８年１０月１日)

(目的)

第１条 この協定は、岩手県内の市町村、消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、岩手県が所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする

(協定区域)

第２条 この協定に基づき市町村等が防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第３条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第１条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第４条 この協定に応援要請は、災害発生の市町村等の長が、防災ヘリの特性を十分に発揮することができるかと認められる場合で、原則として、次の掲げる要件を満たす場合に岩手県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (１) 公共性 災害等から住民の生命及び財産及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (２) 緊急性 差し迫った必要性があること。
- (３) 非代替性 防災ヘリによる活動が最も有効であること。

(応援要請の方法)

第５条 応援要請は、岩手県防災航空センターに電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (１) 災害の種別
- (２) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (３) 災害発生現場の気象状況
- (４) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (５) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (６) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (７) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第６条 知事は、第４条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における防災航空隊の指揮は、災害発生の市町村等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は、災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生の市町村等の長から防災航空隊の隊員を派遣している市町村等の長に対し、消防相互応援に関する協定書（昭和50年5月13日締結。以下「相互応援協定」という。）第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第9条 この規定に基づく応援に要する経費の負担は、岩手県が負担するものとする。

2 前条に規定する消防活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第12条の規定にかかわらず、岩手県が負担するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、岩手県及び市町村等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本70通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成8年10月1日から施行する。

記名押印省略

資料－6

岩手県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第14条第5項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び岩手県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の基準)

第3 緊急運航は、別紙に掲げる基準に該当する場合とする。

(緊急運航の要請)

第4 緊急運航の要請は、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の長が総合防災室防災航空担当課長（以下「運航管理責任者」という。）に行うものとする。

2 前項の要請は、岩手県防災航空センターに対して電話等により次の事項を明らかにした後、遅滞なく岩手県防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び並びに連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場等の所在地及び地上支援態勢
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(緊急運航の決定)

第5 運航管理責任者は、第4の要請を受けた場合は、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、防災航空隊隊長（以下「隊長」という。）に必要な指示をするとともに、要請者にその旨を回答しなければならない。

2 隊長は、第4に規定する緊急運航の要請を受けた場合は、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

3 運航管理責任者は、第1項の結果を速やかに総合防災室消防担当課長（以下「総括管理者」という。）に報告するとともに、状況に応じ岩手県警察航空隊等に通報するものとする。

(受入態勢)

第6 緊急運航を要請した市町村等の長は、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要に応じの受入態勢を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送の場合は、搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火を行う場合は、空中消火基地の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第7 隊長は、緊急運航を終了した場合は、速やかに活動の内容を災害等即報（様式第2号）により運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者は、緊急運航を終了した場合は、速やかに災害状況を総括管理者に報告するものとする。

3 緊急運航を要請した市町村等の長は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書（様式第3号）により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。